

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

○呉市の立地（呉市地域防災計画より抜粋）

1 地勢

当市の地勢は、市域の南と西は瀬戸内海に臨み、島、岬、湾入、河川、平地、山地など複雑な地形をしており、市域面積 352.80 km²の中都市であり、市域面積に占める山林面積の割合は、約 54% となっている。市域は、東から野呂山（839m）、白岳山（358m）、灰ヶ峰（737m）、休山（500m）、茶臼山（283m）、天狗城山（292m）などの山々によって、安浦、川尻、仁方、広、阿賀、中央、吉浦、天応、昭和など各地区に細分され、これら山ろくの小規模な扇状地が市街地を形成している。この狭あいな平坦地を西から二河川、堺川（中央地区）、黒瀬川（広地区）の主要河川が貫流し、その他各地区の各小溪流は、地形の特質から急こう配の溪谷となり、川幅も狭く、全長も非常に短いものとなっている。特に中央地区は、三方が山に囲まれたすりばち状となっており、平坦な地が極めて狭小であるため、山ろくの傾斜地に民家が密集して山腹まで至っている。また、倉橋島、上蒲刈島、下蒲刈島、豊島、大崎下島など安芸灘諸島を市域に含んでいる。

2 地質

地質は、わずかに灰ヶ峰山塊と野呂山山塊の一部が粘着力に富んだ石英斑岩系統であるのを除き、そのほとんどが花崗岩系統のものであり、低地は沖積土によって覆われている。花崗岩系統のものは、容易に風化し、粘着力がなく崩壊しやすい。この二系統によって、林相ははっきりと異なり、花崗岩地帯のほとんどは生育不良の林としだ類でやせた土地が多いが、石英斑岩地帯は、かん木草類又は良く生育した針葉林である。なお、昭和 20 年 9 月及び昭和 42 年 7 月の大水害による山崩れ及びがけ崩れを調査した結果、そのほとんどが花崗岩地帯であった。

3 気候

市の気候は、瀬戸内気候の典型的なもので年間を通じて概して温和である。すなわち、年の平均値は、気温 16.5℃、湿度 68%、風速 2.6m/s になっている。また、夏冬通じて晴天の日が多く、年間の降水量の平均値は、1,417.2 mm で、山陰地方の 2,000 mm、四国太平洋側の 2,500 mm 程度に比べると 500 mm～1,000 mm も少ない。しかしながら、複雑な地形のため、梅雨前線や台風に起因する風水害や高潮災害がしばしば起こっている。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

広島県が公表している「洪水ポータルひろしま」及び呉市が公表している「洪水ハザードマップ」によると、1,000 年に 1 度の規模の大雨想定では、当会議所が立地する中心市街地において、二河川水系による洪水により、広い範囲で浸水が予想されており、3m 以上 5m 未満の区域も存在する。また、二河川、黒瀬川の両流域において、最大 5m 以上 10m 未満の浸水が予想されており、警戒が必要である。

■洪水ポータルひろしま

<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■呉市洪水ハザードマップ

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/82/kouzuihazardmap-r3.html>

(土砂災害：ハザードマップ)

広島県が公表している「土砂災害ポータルひろしま」及び呉市が公表している「土砂災害ハザードマップ」によると、当会議所地域一帯は山間部の土地が急峻で平地が少ない地形であるため、土石・急傾斜による土砂災害（特別）警戒区域が海岸線まで広く存在し、そこに農林水産・各種商工業の多くの事業所等が集積しており、警戒が必要である。

■土砂災害ポータルひろしま

<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■呉市土砂災害ハザードマップ

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/82/kureinfo-dosyasaigaihazardmap.html>

(地震：地震調査研究推進本部、広島県地震被害想定調査報告書、J-SHIS)

南海トラフ巨大地震について、文部科学省 地震調査研究推進本部によると、マグニチュード8～9クラスの地震が30年以内に70～80%の確率で発生すると予想されている。更に、広島県危機管理課が発表している「南海トラフ巨大地震等による広島県地震被害想定結果について」によると、呉市では最大震度6弱、最高津波水位3.6m、最大波到達時間240分、1cm以上の浸水面積1,218ha、30cm以上864ha、1m以上272ha、2m以上57ha、5m以上1haと想定されている。

また、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震においては、マグニチュード6.7～7.4の地震が30年以内に40%程度の確率で発生すると予想されている。（文部科学省 地震調査研究推進本部）

■広島県地震被害想定調査報告書

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kikitorikumi/1181640340970.html>

■安芸灘～伊予灘～豊後水道地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k26_aki_iyo_bungo/

■南海トラフで発生する地震

https://www.jishin.go.jp/regional_seismicity/rs_kaiko/k_nankai/

■J-SHIS 地震ハザードステーション

<https://www.j-shis.bosai.go.jp/>

(高潮・津波：ハザードマップ)

広島県及び呉市が公表している「高潮・津波ハザードマップ」によると、高潮により沿岸部で5m以上10m未満の浸水が予想されている地域もある。また、南海トラフ巨大地震においては、最大で3.6mの津波が予想されている。これらの災害によって、農林水産・各種商工業への被害が予想されており、警戒が必要である。

■高潮・津波災害ポータルひろしま

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

■呉市津波ハザードマップ

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/82/tsunamihazard.html>

■呉市高潮ハザードマップ

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/82/takashiohazardmap.html>

(ため池：ハザードマップ)

呉市が公表している「ため池ハザードマップ」によると、当会議所管内には、豪雨や地震による決壊の恐れのあるため池が多数存在しており、農林水産・各種商工業への被害が想定されており、警戒が必要である。

■呉市ため池ハザードマップ

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/75/tameike-hazardmap.html>

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行繰り返している。また、新型コロナウイルス等感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない感染症も出現する可能性がある。こうした感染症の全国的かつ急速なまん延や、他の災害をきっかけとした感染症の発生（被災者が避難先等で、いわゆる「3つの密」による集団生活を余儀なくされるといった事情による場合など）は、当市においても多くの市民の生命・健康被害ならびに社会・経済活動に重大な影響をもたらすことが予想される。

■新型インフルエンザ情報ひろば（内閣感染症危機管理統括庁）

<https://warp.da.ndl.go.jp/collections/info:ndl.jp/pid/13115540/www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

■新型コロナウイルス感染症について（内閣感染症危機管理統括庁）

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/13122923/corona.go.jp/>

■感染症情報（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

(その他)

平成30年7月5日から7月8日にかけて、九州北部から北海道の広い範囲で停滞した前線による豪雨災害が発生した。当市では、7月6日18時から21時にかけて、1時間雨量約60ミリを記録するなど非常に激しい雨が降り続いたことにより、市内各地で被害が相次いだ。人的被害としては、土砂崩れなどにより死者30人（災害関連死含む）、負傷者22人となっている。家屋等の被害は3,230件ののぼり、全壊324件、大規模半壊133件、半壊766件、一部損壊1,266件、床下浸水741件となっている。このように被害の甚大さに鑑み、災害救助法のほか、被災者の生活再建や迅速な災害復旧を後押しするための各種措置が適用された。

(2) 商工業者の状況

①呉商工会議所管内の商工業者数・小規模事業者数・会員数

区 分	平成26年	令和元年	対 比	増 減 数
商工業者数	7,049	6,647	94.29%	△402
小規模事業者数	5,544	5,382	97.07%	△162
会員数	1,956	1,878	96.01%	△78

※商工業者数・小規模事業者数は、経済センサス基礎調査による。

②呉商工会議所の会員数における業種別の商工業者数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

業 種	商 工 業 者 数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	355	322	地区内に広く分散している
製造業	327	227	沿岸部等に多い
電気・ガス・熱供給・水道	35	25	地区内に広く分散している
情報通信業	47	35	地区内に広く分散している
運輸業	151	107	地区内に広く分散している
卸売・小売業	411	238	地区内中心部に多い
金融・保険業	59	48	地区内中心部に多い
不動産業	55	52	地区内に広く分散している
飲食業・宿泊業	203	163	地区内中心部に多い
医療・福祉	52	25	地区内に広く分散している
教育・学習支援	24	18	地区内に広く分散している
サービス業	47	28	地区内中心部に多い
その他	214	195	地区内に広く分散している
合計	1,980	1,483	

（３）これまでの取組

１）当市の取組

- ・地域防災計画の修正
法令の改定や、発生した災害の教訓を踏まえ、毎年、修正されている。
- ・防災訓練等の実施
例年、総合防災訓練を 10 月に、災害図上訓練を 1 月に実施している。また、地域住民に対して防災訓練の呼びかけを行い、市内各地で実施される訓練を支援している。
- ・防災行政無線、防災情報メール等による情報伝達
市内に 373 箇所の防災行政無線子局を設置するとともに、防災行政無線の放送内容を確認することができるテレホンサービス、一斉電話伝達サービス、ホームページや SNS、防災情報メールなどを活用し、防災情報の伝達を行っている。
- ・ハザードマップの作成
土砂、洪水、高潮、津波、地震、ため池についてのハザードマップが作成され、本庁舎や市民センターで配布、ホームページで公開されている。
- ・防災備品の分散備蓄
食料、毛布、ストーマ装具、簡易トイレなどの物資を、市内各地域の指定避難所等に分散備蓄している。
- ・災害協定の締結
県内外の行政組織と協定を締結し、災害時の応急復旧に対応することとしている。
また、専門的な知識、資材、施設などを有する民間事業者との協定締結により、官民一体で災害に対応できる体制を構築している。
- ・民間施設を含めた新しい避難場所の検討
市民が避難しやすい環境を整えるため、民間施設を含めて新しい避難場所の指定を推進している。
- ・地域防災力の強化
住民が中心となり、地域に必要な防災活動を自らの力で展開していくため、自主防災組織の結成促進や活動助成のほか、防災講話や呉市防災リーダーの養成、強化研修を行っている。

2) 当会議所のこれまでの取組

- ①事業者BCPに関する専門家相談窓口の設置
- ②事業者BCPに関する国の施策の周知
- ③事業者BCP策定セミナーの周知
- ④巡回訪問時に小規模事業者への、関係資料の配布・周知ならびに会報誌において、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信の実施
- ⑤事業者BCPおよび事業継続力強化計画策定に関する個別の相談対応
- ⑥損害保険や生命保険、傷害保険等の加入促進

【自然災害】（平成30年7月豪雨災害による災害復旧のための取り組み）

項目	内容
広島県中小企業グループ施設等復旧整備補助事業	呉商工会議所産業活力復興グループを11事業所で組成し、広島県から復興計画の認定を受けた。
小規模事業者持続化補助金【平成30年豪雨対策型】	申請件数：47件 (平成30年度13事業所、令和元年度34事業所)
中小企業のためのBCPの作り方セミナー	開催日：平成30年11月20日 参加者数：1回目34名 2回目99名
防災・危機管理対策	開催日：令和元年7月17日 参加者数：40名
BCP普及フォーラム	開催日：令和元年9月19日 参加者数：19名
有事の際の企業経営（BCP）セミナー	開催日：令和3年2月24日 参加者数：16名
呉商工会議所災害時事業継続マニュアル作成	令和4年12月策定

【自然災害】（その他）

項目	内容
能登半島地震相談対応窓口への経営指導員派遣	派遣期間①令和6年9月2日～令和6年9月6日 ②令和6年10月28日～令和6年11月1日 派遣場所：輪島市役所仮設相談スペース 派遣人数：2名（※①上福浦安幸 ※②竹林尚史）※法定指導員

【感染症】

項目	内容
新型コロナウイルス感染症対策支援説明会（全4回）	開催日：令和2年3月30日 42名 5月19日 41名 7月20日 119名 令和3年4月 7日 225名
小規模事業者経営改善資金（マル経）コロナ貸付	令和2年度： 8事業者 3,080万円（貸付額） 令和3年度： 11事業者 7,660万円（貸付額） 令和4年度： 15事業者 10,150万円（貸付額） 令和5年度： 8事業者 5,680万円（貸付額）

小規模事業者持続化補助金 【コロナ特別対策型】 令和2年度（全5回）	申請件数：111件
小規模事業者持続化補助金 【低感染リスク型】 令和3年度（全6回）	申請件数：9件

上記のほか、次のとおり国・県・市等の各施策の申請サポートを実施

【令和2年度】

- ・感染症拡大防止協力支援金
- ・持続化給付金
- ・呉市小規模企業者応援給付金
- ・家賃支援給付金
- ・呉市ビジネスモデル転換支援事業補助金
- ・飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金
- ・頑張る飲食店応援金
- ・一時支援金

【令和3年】

- ・事業再構築補助金
- ・呉市頑張る中小事業者応援給付金
- ・広島県感染症拡大防止協力支援金
- ・月次支援金
- ・広島県頑張る中小事業者月次支援金
- ・事業復活支援金

【令和4年】

- ・アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金

Ⅱ 課 題

事業継続力強化支援事業は、商工会議所が行う経営改善普及事業の一環として、小規模事業者の経営基盤強化のために新たに位置づけられたものである。商工会議所として、小規模事業者が事業を継続・持続していくうえで、切れ目のない伴走型支援を行うなかの一課題として、小規模事業者の経営資源の管理やリスクマネジメントの普及・啓発に取り組んでいかなければならない。

現状では、自然災害等においては、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が充分にはおらず、また、保険・共済に対する助言を行える当会議所の経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させない等のルール作りや、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要になるため、政府の施策ならびに対応を把握し、『どのように事業者や従業員を守るのか？どのような配慮が必要なのか？』を綿密に検討して準備することが望まれる。

Ⅲ 目 標

1) 地区内小規模事業者に向けた、自然災害・感染症等に対するリスク認識の定着、事前対策の必要性の周知及びBCPによる対策の普及・啓発に係る取組みの強化・推進

- ①窓口・巡回相談時における周知
- ②当会議所会報誌ならびにHP等を活用した周知
- ③セミナー等におけるBCP対策の周知
- ④BCP対策策定支援
- ⑤事業継続力強化計画申請支援

【成果目標】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
支援対象事業者数	10	10	10	10	10
BCP・事業継続力強化計画等	5	5	5	5	5

2) スムーズに被害規模を把握できる報告、共有スキームの構築

- ①発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会議所と当市との間における被害情報報告、共有ルートの構築
- ②当市と広島県への被害情報の報告内容・頻度の整備

3) 当会議所のBCP支援体制および災害時対応マニュアルの円滑な運用

- ①被災調査や経営支援をおこなう人員の経営支援スキルの平準化
- ②平時・緊急時の対応を実働するノウハウを持った人員の確保

※その他

発災後に速やかな復興支援策が行えるよう、また域内での感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがないことから、「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制と関係機関との連絡体制を平時から構築する。

また、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会議所と当市の役割分担・体制を整理し、両者が連携の上、次の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

当会議所では、多発する自然災害や事故・病気及び新型コロナウイルス感染症拡大等から生じる日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

①<窓口対応>

小規模事業者に対し、専門家による事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）、事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な指導及び助言を行う。

②<巡回対応>

巡回経営指導時に、小規模事業者の経営層等に対し、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

③<広報対応>

当会議所会報誌や市政だより、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

④<BCP策定研修>

◎BCP策定支援研修（職員向け）

経営指導員等を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

◎BCP関連セミナーの紹介（小規模事業者向け）

広島県のBCP策定支援事業など、専門家講師による演習型のBCP策定のセミナーを紹介する。

⑤<感染症対策に関する支援>

新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会議所は令和 4 年 12 月事業継続計画策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ① 県内士業団体や当会議所登録専門家(中小企業診断士等)、損保会社等の連携を強化し、小規模事業者に限らず広く管内事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険の紹介等を実施する。
- ② 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ① 小規模事業者が策定したBCPや事業継続力強化計画の取組状況を確認し、必要に応じてフォローアップを行う。
- ② 当会議所および当市の担当部署間で、状況確認や改善点等について定期的な協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害(震度5以上の地震、または警戒レベル4相当)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後速やかに職員の安否確認を行う。(LINE等を利用した安否確認や業務従事の可否、被害状況(家屋被害や道路状況等)を当会議所と当市で共有する。)
- ② 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ① 当会議所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全の確保を行い、警報解除後の出勤する等。
- ② 職員全員が被災する等により出勤ができない場合を想定し、近隣に住居を構えている職員の役割をあらかじめ決めておく。
- ③ 大まかな被害状況を議員企業または事業者(会員)から収集し、当会議所と当市で情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の譲歩がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会議所と当市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

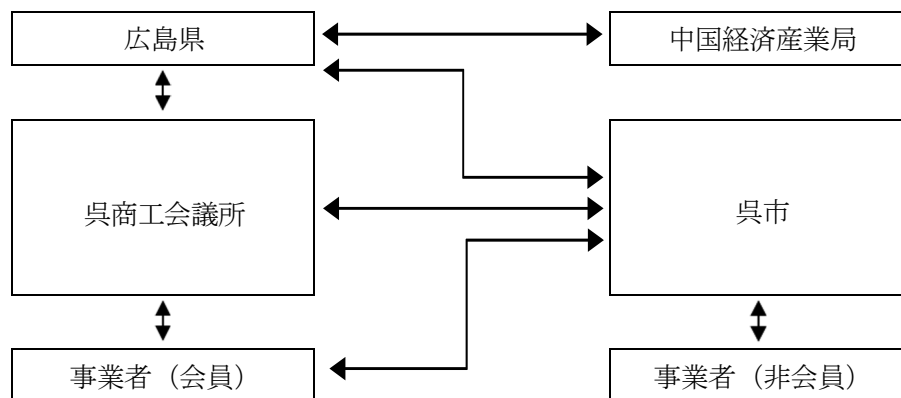
発災後～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	週に 1 回共有する

- ・当市で取りまとめた「呉市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③当会議所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、備品等）の算定方法については、あらかじめ確認しておく。
- ④当会議所と当市が共有した情報を、県の商工担当部署へ報告する。（メールまたはFAX）
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、当会議所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会議所または当市より県へ報告する。

※下図の流れで情報共有または報告を行う



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ①相談窓口の開設方法について、呉市と相談する（当会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急対策時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症流行の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ①広島県及び呉市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を広島県や呉市、日本商工会議所等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに広島県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 7 年 1 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制等)	
呉商工会議所 総務部 振興部 中小企業相談部 連携 情報調整 呉市 産業部 商工振興課 総務部 危機管理課	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 上福浦 安幸 (呉商工会議所 TEL0823-21-0151) 法定経営指導員 竹林 尚史 (" ")	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等) ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)	
(3) 商工会議所、関係市町連絡先	
①呉商工会議所 〒737-0045 広島県呉市本通 4 丁目 7 番 1 号 TEL : 0823-21-0151 / FAX : 0823-25-5544 E-mail : info@kurecci.or.jp	
②関係市町 呉市役所 産業部 商工振興課 〒737-8501 広島県呉市中央 4 丁目 1 番 6 号 TEL : 0823-25-3310 / FAX : 0823-25-7592 E-mail : syoukou@city.kure.lg.jp	
※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は速やかに、広島県へ報告する。	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要な資金の額	125	125	125	125	125
専門家謝金	100	100	100	100	100
専門家旅費	5	5	5	5	5
広報費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
小規模事業経営支援事業費補助金（広島県）ほか

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし。
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等